

令和 8 年度

A I を活用した英語教育強化事業委託業務

企画提案審査要領

令和 8 年 5 月

岩手県教育委員会

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度A Iを活用した英語教育強化事業委託業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。

委託候補者を選定するための企画提案書審査の概要については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、参加者から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目	
(1) 業務実績（業務への適応性、業務実績、業務の信頼性等）	【10点】
(2) 業務実施体制（業務体制の整備、業務遂行能力等）	【10点】
(3) A Iアプリ教材（4技能の学習対応状況等）	【20点】
(4) 4技能アセスメント（4技能の個別測定状況等）	【20点】
(5) 教員へのフォロー体制（授業での活用方法支援、問い合わせ対応等）	【10点】
(6) 活用ログデータ（生徒ごとの学習履歴データ取得状況等）	【10点】
(7) セキュリティ管理体制（不正アクセス・ウイルス対策等）	【10点】
(8) 見積書（積算単価、数量、提案内容との整合性等）	【10点】

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、企画提案書及び参加者による委員会でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) 参加者が6者を超える場合には、委員会の部会において、企画提案書による審査（以下「第1審査」という。）を実施し、上位と評価された6者により、委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。
- (3) 参加者が6者以下であった場合には、第1次審査は実施しないものとする。なお、参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (4) 委員会の委員は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。
- (5) (4)の評点の合計点に基づき、委員ごとに順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを合計した総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。なお、総得点が高点の場合には、総評点の高い者を上位者とするものとする。